

職首発 0330 第 1 号
職建発 0330 第 1 号
令和 4 年 3 月 30 日

都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局
総務課首席職業指導官
雇用開発企画課建設・港湾対策室長

公共職業安定所における「建設キャリアアップシステム」の周知等について

標記については、令和 3 年 7 月 15 日付け職首発 0715 第 1 号、職建発 0715 第 1 号「公共職業安定所における「建設キャリアアップシステム」の周知等について」により、人材確保対策コーナーを中心とした公共職業安定所（以下「安定所」という。）における周知等について依頼したところであるが、これまでの取組状況なども踏まえ、令和 4 年度における取組方針を通知するので、下記に留意のうえ、業務運営に遺漏のないようお願いする。

記

1 建設キャリアアップシステムの運用状況等について

(1) 制度概要（【別添 1】を参照）

建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）は、①技能者（建設現場の職人）の就業履歴や保有資格等を業界横断的に蓄積し、②適正な評価と処遇改善につなげる仕組として、平成 31 年 4 月に本格運用が開始された。本制度は、国土交通省が所管し、CCUS の関連施策となる「技能者の能力評価制度」、「技能者を有する専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度」（以下「施工能力等の見える化評価」という。）と併せて、建設業界を挙げて推進する取組である。

技能者の能力評価制度は、CCUS に蓄積された技能者の経験（就業日数）、知識・技能（保有資格）、マネジメント能力（職長経験等）などに応じて、技能レベル（レベル 1 から 4 まで）に応じた能力評価基準を分野別に定め、技能者の適正な評価と処遇改善につなげるものである。

また、施工能力等の見える化評価により、施工能力等で高い評価（評価は星 1 つから 4 つまで）を受けた企業が受注機会を増やすことにより、雇用する技能者の処

遇改善に結びつけるものである。

(2) 制度の運用状況

CCUSの技能者登録者数は約83万人（令和4年2月末実績）となり、技能者全体の約26%と、技能者の4人に1人が利用する水準まで登録が進んできた。

また、CCUSの事業者登録者数は約16万事業者（令和4年2月末実績）と着実に増加している。

(3) 建設業退職金共済制度との連携の重要性

CCUSは技能者の就業履歴や保有資格等を蓄積し、技能者の処遇改善を図ることを目的とするが、この点、技能者の退職金制度を整備することで技能者の福祉の増進を目指す建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）と共通の目的を有するものである。

建退共の掛金納付の根拠となる技能者の就労実績については、CCUSに蓄積される就業履歴を活用することで、的確な掛金納付が図られ、さらなる技能者の処遇改善が期待される。このため、建退共の運営団体である（独）勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部では、令和3年度よりCCUSデータを活用した電子申請方式を積極的に推進しているところである。

CCUSと建退共の連携については、事業者や技能者にとっても、CCUS登録のメリットと認知されており、両制度の連携は大変重要である。

(4) 制度周知の必要性

下記5（1）のとおり、安定所の利用者の制度認知度については、求人者、求職者ともに低い状況であり、特に、安定所を利用することが多い小規模事業者や、建設業勤務経験のない求職者に対しては、積極的な周知が必要である。

また、今後、制度を安定的に推進するためには、技能者登録者数、事業者登録者数を増加させることが重要であり、制度を認知していない事業者等への一層の周知が必要である。

さらに、CCUSと建退共について、一体的に安定所の求人者、求職者に周知することにより、技能者の処遇改善に向けた総合的な環境整備に対する理解を深めることも意義がある。

2 雇用管理指導援助の場面等におけるCCUSの周知等について

労働局及び安定所が行う建設事業主への雇用管理指導援助の場面等においては、引き続き、リーフレット【別添2-1】を活用してCCUSを周知するなど、建設労働者の雇用改善の取組に活用すること。

また、令和3年度においては、労働局、安定所、都道府県建設業協会、都道府県、地方整備局等が参画する「建設雇用改善推進対策会議」の場において、職業安定部長から、下記3の安定所における取組を説明した労働局があったが、同会議におい

て安定所の取組などを説明することは有意義であるため、令和4年度においては、同会議の場や、建設事業主、建設事業主団体との意見交換の場などにおいて、下記3の安定所の取組に加え、建設関係助成金の新規コース（CCUS等普及促進コース）【別添4】について、積極的に説明し意見交換を行うこと。

3 人材確保対策コーナー等におけるCCUSの周知等について

令和3年度に引き続き、安定所（特に人材確保対策コーナー）において、下記5の「令和3年度における取組状況」も参考とし、以下の取組を積極的に実施すること。

(1) 求人者に対する対応

ア. CCUSを認知していない建設事業主への周知

CCUSを認知していない建設事業主を把握した場合は、建設事業主向けのリーフレット【別添2-1】及び下記4(2)に示す建退共周知リーフレット（事業主向け）【別添3-1】を活用してCCUS等を周知するとともに、当該建設事業主に対して、求職者にCCUS登録済み事業者求人への応募勧奨を行っている旨を案内すること。

また、当該建設事業主に対し、リーフレットに記載するCCUS制度の運営団体である「一般財団法人建設業振興基金」（以下「振興基金」という。）を案内すること。

イ. CCUS登録済み事業者への求人票の作成支援

CCUS登録済み事業者から求人が申し込まれた場合には、当該求人の「求人に関する特記事項」欄に、CCUSに係る取組を記載するよう助言すること。

<記載例>

- ・ 建設キャリアアップシステム（CCUS）登録事業者です。
- ・ CCUSに登録し、技能者の処遇改善に努めています。
- ・ CCUS能力評価のレベルに応じ、技能者を適正に評価し処遇改善を図っています。
- ・ 施工能力等の見える化評価で「★4つ」取得しています。

併せて、事業所PRシートの登録を勧奨するなど、求職者への訴求力が高まるような事業所情報（画像情報を含む）を幅広く収集するよう努めること。

(2) 求職者に対する対応

ア. 建設業を希望する求職者等への周知

建設業への就職を希望する求職者や、建設業に関心を示す求職者に対し、求職者向けのリーフレット【別添2-2】及び下記4(2)に示す建退共周知リーフレット（求職者向け）【別添3-2】を活用して、建設業界を挙げて労働者の適正な評価・処遇改善や魅力ある労働環境づくりに取り組んでいること等を周

知すること。

また、令和4年度においては、必要に応じ、求職者向けセミナーの場などを通じて、建設業への就職を希望あるいは関心を示す求職者以外の求職者に対しても、建設業界を挙げてCCUSを推進していること等を周知すること。周知の際、リーフレットよりも詳細な制度概要資料が必要な場合は、本省建設・港湾対策室まで連絡いただきたい。

イ. CCUS登録済み事業者求人等への応募勧奨

CCUS登録済み事業者や、施工能力等の見える化評価で星(★)を取得している事業者は、労働者の適正な評価・処遇改善や、魅力ある労働環境づくりに取り組んでいる事業者であることから、建設業への就職を希望する求職者に対し、当該事業者の求人情報を提供し、応募を勧奨すること。

なお、今後、CCUS登録済み事業者や、施工能力等の見える化評価で星(★)を取得する事業者が増加すると考えられることから、令和4年度においては、上記(1)イの取組と相まって、当該事業者への求人の応募勧奨をより積極的に行うこと。

(3) 高卒用求人票でのCCUS登録事業者等のPR等

CCUS制度は、今後建設業を担う者に対する周知も重要であることを踏まえ、本年6月から安定所での受付が始まる令和5年度3月新規高等学校卒業者に係る求人票において、CCUS登録事業者であることなどをPRすることを徹底することも必要である。

このため、高卒求人を提出するCCUS登録事業者が、CCUS登録事業者であることなどを確実に求人票特記事項欄に記載するよう、振興基金において、建設事業主団体を通じて周知を図ることとしているので、安定所において承知いただきたいこと。

なお、振興基金では、団体の事業を通じて、全国の工業高校等の教員、生徒に対し、建設業の仕事の内容や魅力を伝えるための冊子を配付しており、その冊子にCCUSの制度概要を掲載し、工業高校等の教員、生徒に対し、CCUS制度を理解してもらうよう取り組んでいること。

4 周知用リーフレットについて

(1) 求人者用、求職者用リーフレット

CCUS周知用リーフレット【別添2-1】及び【別添2-2】については、令和3年度と同様に、振興基金から、各労働局及び安定所(配付内訳は【別添5】を参照)あて、令和4年4月20日以降に直接発送される予定であること。

なお、昨年7月に発送しこれまで活用しているリーフレットは内容を改訂したため、令和4年度においては、これまで活用しているリーフレットは廃棄のうえ、

あらためて発送される改訂版リーフレットを活用すること（【別添2-1】及び【別添2-2】は改訂版リーフレットである。改訂後のリーフレットが届くまでの間は改訂前のリーフレットを活用いただきたい）。

（2）建退共の周知用リーフレット

上記1（3）及び（4）のとおり、CCUSと建退共の連携は重要であり、安定所の求人者、求職者に対し、両制度を一体的に周知することに意義があることから、令和4年度においては、上記（1）のCCUS周知用リーフレットとともに、建退共周知リーフレット（事業主向け）【別添3-1】及び（求職者向け）【別添3-2】を周知いただきたいこと。

なお、建退共の周知用リーフレットについては、CCUS周知用リーフレットと一緒に、振興基金から各労働局及び安定所あて発送すること。

（3）その他

上記（1）及び（2）のリーフレットは令和4年度中の周知に活用するものとして配付するが、不足が生じる場合は、本省建設・港湾対策室まで連絡いただきたい。

5 令和3年度における取組状況等について

本省建設・港湾対策室において、令和3年度における安定所での周知等の取組状況について、複数の労働局から聴取したところ、取組状況等は次のとおりであった。

令和4年度の取組の参考にしていきたいこと。

（1）CCUS制度の認知度

- ① 安定所利用者の多数を占める中小・小規模事業者では、制度を認知しない求人者が多かった。
- ② 建設業勤務経験のある者を除けば、求職者にはほぼ認知されていなかった。

（2）CCUS制度の周知の方法

- ① 概ねすべての安定所において、振興基金から配付されたリーフレット（求人者用、求職者用）を配架又は掲示により、安定所利用者に対し周知を行っていた。
- ② 制度に関心を示す求人者、求職者に対しては、個別に相談窓口でリーフレットを活用して説明した事例もあった。

（3）求人者対応の事例

- ① 制度を認知しない求人者からリーフレットの内容の照会を受け、振興基金を紹介した事例もあった。
- ② 希なケースとしては、制度を認知しない求人者に対し、CCUSに登録していることが求職者に対するPRになることを説明したところ、制度に関心を示した求人者が、その後CCUSの登録を行った。

- ③ 求人票特記事項欄へCCUS登録済みである旨を記載することを窓口で助言した例は多数見られた。

<参考>

CCUS登録済み等の記載のある求人:全国468件(令和4年3月3日時点)

- ④ 求人提出されている建設事業者に対し、CCUS周知用リーフレットを郵送して周知を図ったほか、建設関係助成金の相談時にリーフレットを活用して周知した事例もあった。

(4) 求職者対応の事例

- ① 制度を認知しない求職者が多数を占める中、相談窓口で制度を説明して関心を示す求職者もいたが少数であった。
- ② CCUS登録済み求人が少ないこと、制度に関心を示す求職者が少ないことから、相談窓口で求職者に対し、CCUS登録済み求人を応募勧奨するまでに至らない安定所がほとんどであった。

(5) その他独自取組

- ① 人材確保対策コーナーで開催する「建設のお仕事説明会」等の求職者支援セミナーにおいて、CCUS制度を説明した安定所があった。
- ② CCUS登録済み求人の求人票特記事項欄に、登録済みであることに加え、「CCUSの詳細は相談窓口で照会して下さい」と記載することを求人者に対し助言し、当該求人票を見た求職者を窓口へ誘導する取組を試みた安定所があった。
- ③ 労働局ホームページの人材確保対策コーナー案内ページ内に、振興基金が開設しているYouTubeチャンネルをリンクする環境整備を図った労働局があった。
- ④ 建設雇用改善推進対策会議や、建設事業主団体との意見交換の場において、安定所におけるCCUS制度の周知等に関する取組を紹介した労働局があった。

6 公的職業訓練受講者に対する周知について

令和3年度同様、都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する建設分野の職業訓練受講者に対しても周知を行ったので承知いただきたいこと(【別添6-1】及び【別添6-2】を参照)。

【担 当】

3について

総務課首席職業指導官室

職業紹介第2係（内線 5779）

3を含む全体について

雇用開発企画課建設・港湾対策室


建設労働係（内線 5804）

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、**技能・経験が客観的に評価され、技能者の適切な処遇につなげる**仕組み
- これにより、①若い世代が**キャリアパスの見通し**をもてる、②**技能・経験に応じて処遇を改善する**、③**技能者を雇用し育成する企業が伸びていける**建設業を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、**業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進**

<建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：（一財）建設業振興基金

技能者情報等の登録



- 【事業者情報】
 - ・商号
 - ・所在地
 - ・建設業許可情報 等
- 【現場情報】
 - ・現場名
 - ・工事の内容
 - ・施工体制 等
- 【技能者情報】
 - ・本人情報
 - ・保有資格
 - ・社会保険加入等

カードの交付・現場での読取



ピッ！

建設キャリアアップカード
建設 太郎


現場入場の際に読み取り



技能者にカードを交付

就業履歴を蓄積

技能レベルのステップアップ



レベル1 初級技能者 (見習い)

レベル2 中堅技能者 (一人前)

レベル3 職長レベル

レベル4 高度 マネジメントレベル

レベルに応じた処遇を実現へ

- ◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり(働き方改革)
- ◎ 技能者の雇用、育成に取り組む企業の成長(生産性向上)

→ **建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要**

- 建設キャリアアップシステムに登録される技能者の資格と経験について能力評価を実施しています
- 評価は、国土交通大臣が認定した評価基準に基づき、職種ごとの能力評価実施団体が行います

※建設技能者の能力評価制度は「建設技能者の能力評価制度に関する告示」(平成31年3月29日)及び「建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン」に基づき実施されます

建設キャリアアップシステムに技能者の資格と経験を蓄積

技能者の技能レベルに応じた4段階のカードを発行

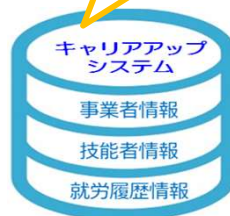
<現場での能力・経験の蓄積>



技能者情報のイメージ

ID	123456789012	
氏名	建設 太郎	
生年月日	S55 1980/07/28	
保有資格		
登録基幹技能者	型枠	2016.06.20
技能講習	玉掛け	2008.05.21
特別教育	ロープ高所作業	2005.11.09
社会保険加入状況	退職金共済	
健保	<input type="radio"/> 協会健保	<input type="radio"/> 建退共
年金	<input type="radio"/> 厚生年金	
雇用		

- ◎ 経験 (就業日数)
- ◎ 知識・技能 (保有資格)
- ◎ マネジメント能力 (登録基幹技能者講習・職長経験)



- 初級技能者 (見習い)
- 中堅技能者 (一人前の技能者)
- 職長として現場に従事できる技能者
- 高度なマネジメント能力を有する技能者 (登録基幹技能者等)

(注1) 令和3年4月以降に技能者登録を行った建設技能者の方は、能力評価を受けるためには、まず建設キャリアアップシステムの技能者登録(詳細型)を行ってあることが必要です
 (注2) 評価の対象となる『就業日数』『職長・班長としての経験日数』については、建設キャリアアップシステムの利用開始前の経験について、経過的な措置として、所属事業者等による経歴証明により確認された情報を活用することができます(経過的な措置は令和6年3月31日までにを行う申請について適用されます)

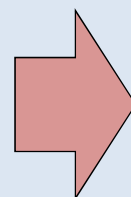
- 建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報や技能者の能力評価を活用し、専門工事企業の施工能力等を「見える化」
- 技能者を雇用・育成する専門工事企業が、発注者や元請、ハローワーク等に情報発信し、受注機会や入職者確保につなげる

【見える化の項目と評価内容】

基礎情報	建設業許可の有無
	資本金
	完成工事高
	団体加入の有無 等

施工能力	建設キャリアアップカード保有者数
	レベル3以上の技能者数の割合
	29歳以下の割合、平均勤続年数
	保有する建設機械の台数 等

コンプライアンス	社会保険加入の有無
	処分歴の有無
	コンプライアンス確保の取組 等



【評価結果】 評価を受けた職種について ☆☆☆☆の4段階で評価

職種
基礎情報	☆☆☆☆
施工能力	☆☆☆☆
コンプライアンス	☆☆☆☆



(見える化ロゴマーク・バナー)

・業種ごとに選択評価内容の追加も可能

従業員を採用したい**建設事業者の皆さま**



建設キャリアアップシステム

Construction Career Up System

の登録はお済みですか？

建設現場で働く若手が求めることトップ3

第1位 週休2日制の推進

第2位 仕事が年間を通じてあること

第3位 能力や資格を反映した賃金

厚生労働省「R 2 建設業における雇用管理状況把握実態調査」より

建設キャリアアップシステム(CCUS)は

- ✓ 職人の**適正な評価と給与の引上げ**
- ✓ 職人を育てる企業が評価され、**受注機会が確保される環境整備**

などを目的に、

国・業界が一体となって推進しているシステムです。

全国**約16万**の建設事業者、**約85万**人の職人

さんにご登録いただいています。(2022年3月末現在)

詳しくは裏面へ 

建設キャリアアップシステム(CCUS)の仕組み

システムへの登録

登録するとCCUSカードが
交付されます。



現場での読み取り

現場に設置されたカードリーダー
などでカードを読み取ります。



就業履歴の登録

CCUSに就業履歴が
登録されます。



施工業者の施工能力を見える化



ゴールドカード：●●人
シルバーカード：▲▲人

基礎情報：★★★★

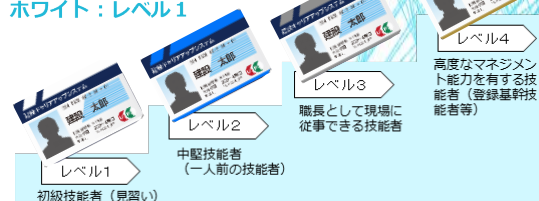
施工能力：★★★★

コンプライアンス：★★★★

所属する職人のレベルや人数等に応じて、
施工業者の施工能力を★～★★★★により評価。
結果は評価団体・国交省のHPで公表。

職人のレベルを評価

ゴールド：レベル4
シルバー：レベル3
ブルー：レベル2
ホワイト：レベル1



レベルに応じた色のCCUSカードが職人に
交付されます。

建設キャリアアップシステムのメリットとは？

- ✓職人を育てると、施工能力の評価がUPし、**受注機会の拡大**に期待
- ✓経営事項審査での加点や総合評価での加点など、**公共工事で評価がUP**
- ✓施工業者・職人の評価が見えることで、**施工に対する信頼UP**
- ✓CCUSに登録している建設事業者は、ハローワークにおいて、**求職者に対する応募勧奨の対象**となることも可能
- ✓建退共手続など**事務作業の効率UP**
- ✓CCUSを積極的に活用する建設事業者は、**建設人材育成優良企業表彰の対象**となることも可能

ご案内

Q. 登録手続きや利用方法について **建設業振興基金** 03-6386-3725

電話が混みあっており、つながりにくい場合がございます。(https://www.ccus.jp/) 右記ホームページのFAQ(よくあるご質問)を十分ご確認ください、お問い合わせフォームによりお問い合わせください。



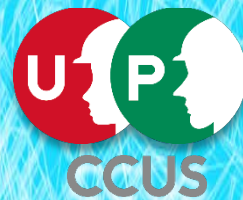
(CCUS HP)

Q. 施策の概要について **国土交通省 建設市場整備課** 03-5253-8111(内線24857,24856)



北海道開発局	建設産業課	011-709-2311	近畿地方整備局	建設産業第一課	06-6942-1141
東北地方整備局	建設産業課	022-225-2171	中国地方整備局	計画・建設産業課	082-221-9231
関東地方整備局	建設産業第一課	048-601-3151	四国地方整備局	計画・建設産業課	087-851-8061
北陸地方整備局	計画・建設産業課	025-280-8880	九州地方整備局	建設産業課	092-471-6331
中部地方整備局	建設産業課	052-953-8119	沖縄総合事務局	建設産業・地方整備課	098-866-0031

(国土交通省HP)



建設業界への就職を希望される皆さま

建設業界が変わる!

新3K に向け、官民一体で 取り組んでいます!

給与(K)
が良い

休暇(K)
が取れる

希望(K)
が持てる

- ・ 賃金改善を推進(10年連続公共工事設計労務単価の引上げなど)
- ・ 職人の給与は直近6年間で約17%UP(「賃金構造基本統計調査」より2013年比)
- ・ 土日閉所などにより、週休2日を後押し
- ・ 働き方改革により、労働時間を縮減 など

新3Kの実現を支え、人を大切に育てるシステム
建設キャリアアップシステム
(CCUS)

新3Kの実現に向け、約16万の建設事業者、
約85万人の職人さんに登録していただいています。

(2022年3月末現在)

詳しくは裏面へ

建設キャリアアップシステム(CCUS)の仕組み

CCUSに登録して、現場に設置されたカードリーダーなどにタッチするだけ!!

システムへの登録

登録するとCCUSカードが交付されます。



現場での読み取り

現場に設置されたカードリーダーなどでカードを読み取ります。



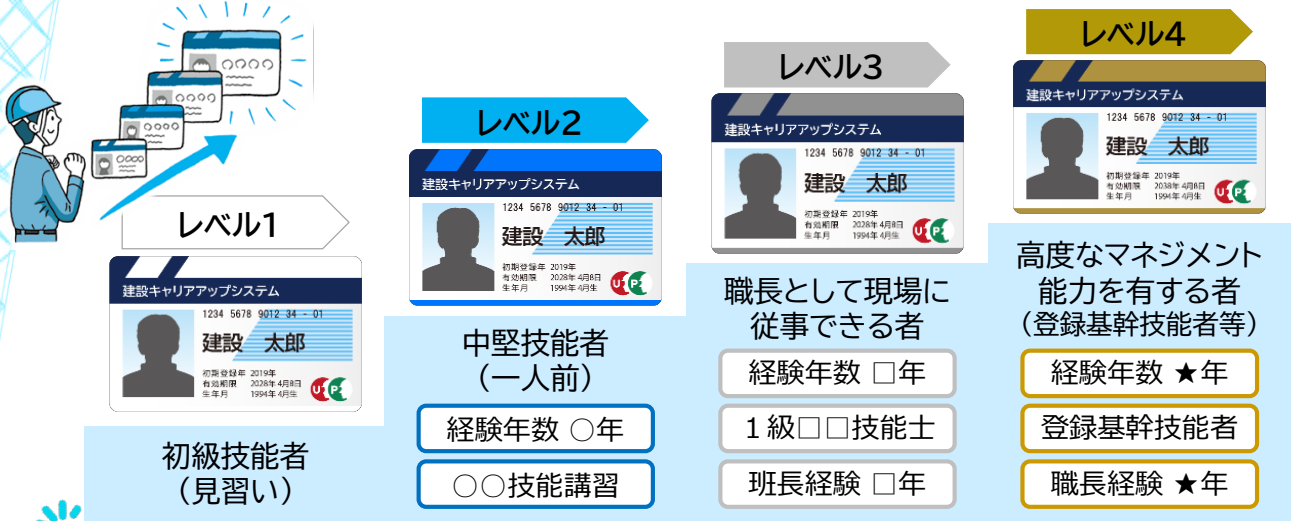
就業履歴の登録

CCUSに就業履歴が登録されます。



CCUSに登録された情報をもとにレベルを評価

CCUSに登録された就業履歴と資格によりレベルがステップアップします。



- ・技能と経験によりカードの色がステップアップします。
- ・カードのレベルに応じた賃金の支払に向けた取組が進められています。

ご案内

Q. 登録手続きや利用方法について 建設業振興基金 03-6386-3725

電話が混みあっており、つながりにくい場合がございます。(https://www.ccus.jp/) 右記ホームページのFAQ (よくあるご質問) を十分ご確認のうえ、お問い合わせフォームによりお問い合わせください。



(CCUS HP)

Q. 施策の概要について 国土交通省 建設市場整備課 03-5253-8111(内線24857,24856)



(国土交通省 HP)

北海道開発局	建設産業課	011-709-2311	近畿地方整備局	建設産業第一課	06-6942-1141
東北地方整備局	建設産業課	022-225-2171	中国地方整備局	計画・建設産業課	082-221-9231
関東地方整備局	建設産業第一課	048-601-3151	四国地方整備局	計画・建設産業課	087-851-8061
北陸地方整備局	計画・建設産業課	025-280-8880	九州地方整備局	建設産業課	092-471-6331
中部地方整備局	建設産業課	052-953-8119	沖縄総合事務局	建設産業・地方整備課	098-866-0031

重要

共済契約者の皆様へ

証紙貼付方式ご利用の方

建退共制度は、建設業の事業主が退職金共済契約を結んで共済契約者となり、その事業主が雇用している労働者の働いた日数に応じて掛金を納付(事業主全額負担)し、その労働者が建設業界の中で働くことをやめたときに、直接労働者に退職金を支払う制度です。また、加入できる労働者は、建設業の現場で働く方々が対象です。

建退共制度の利用に当たっては、下記の1~4にご留意ください。



1 共済証紙の購入について

最寄りの金融機関で、共済契約者証を提示して共済証紙を購入



共済契約者証
(中小企業用)



特別共済契約者証
(大手企業用)

【中小企業用共済証紙】 【大手企業用共済証紙】



1日券 320円



1日券 320円



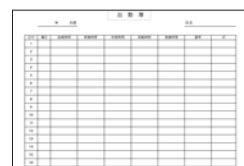
10日券 3,200円



10日券 3,200円

2 共済証紙の貼付について

就労日数に応じて、労働者の共済手帳に共済証紙を貼付して消印



3 共済手帳の更新について

以下に該当する場合は、各都道府県支部で更新手続き

1. 共済手帳の証紙貼付欄に250日分の共済証紙を貼り終えた場合
2. 共済手帳の「次回更新時期」が到来した場合



4 被共済者が退職した場合について

建設業界を引退した時に、労働者本人またはご遺族に直接お支払い



※共済手帳を本人へ渡すことを忘れずに



建退共は現場作業員の福祉向上、建設技能者の人材確保・育成のための業界全体の退職金制度です。

独立行政法人勤労者退職金共済機構 **建設業退職金共済事業本部**

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL.03-6731-2866



けんたいきょう

証紙の管理が不要になり
手続きが簡単になります!

共済契約者の皆様へ

電子申請方式ご利用の方

建退共では、証紙の取扱いが不要な電子申請方式のご利用をお勧めしております。電子申請方式では、月に一度、共済契約者が就労日数を電子申請専用サイトに報告し、あらかじめご購入いただいた退職金ポイントから掛金を納付します。電子申請方式の利用をご希望の場合は、「電子申請方式申込書」に必要事項を記入し、最寄りの建退共都道府県支部へご提出ください。

建退共制度の利用に当たっては、下記のA～Dにご留意ください。



重要

A 退職金ポイントの購入について

退職金ポイントは、ペイジー又は口座振替で購入



B 掛金納付について

1. 就労実績報告作成ツールで、就労実績ファイルを作成し、電子申請専用サイトに登録
2. 就労日数に応じて、退職金ポイントから掛金が充当
3. 建退共から掛金充当書が発行



※CCUSの就業履歴を活用で
さらに便利に

C 共済手帳の更新について

以下に該当する場合は、各都道府県支部で更新手続き

- 1 共済手帳の「次回更新時期」が到来した場合
- 2 共済手帳の証紙貼付欄に250日分の共済証紙を貼り終えた場合(証紙貼付方式併用の場合)

※共済手帳に電子による掛金充当実績と証紙貼付実績のいずれも印字



D 被共済者が退職した場合について

建設業界を引退した時に、労働者本人またはご遺族に直接お支払い

※共済手帳を本人へ渡すことを忘れずに



建退共は現場作業員の福祉向上、建設技能者の人材確保・育成のための業界全体の退職金制度です。

独立行政法人勤労者退職金共済機構 **建設業退職金共済事業本部**

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL.03-6731-2866



建設業界で働くなら 建退共加入業者が

安心!



建退共制度は事業主が建設現場で働く労働者の働いた日数に応じて掛金を充当し、その労働者が建設業界を辞めた時に退職金を支払うという業界全体での退職金制度です。

point
1

建設現場で働くほとんど
すべての人が加入できます

職種 大工・左官・とび・電工・鉄筋工・
配管工・塗装工など ※国籍も問いません

point
3

建退共の掛金が
電子申請で
納付可能です。

point
2

退職金は掛金納付が12月分*以上あり、
現場で働く労働者が建設業界を
辞めた時に本人に支払われます。

*21日分を1ヶ月と換算

point
4

建退共HPから
制度に加入している
事業所を確認
できます。

国の制度なので安全確実

退職金は国で定められた基準により計算して確実に支払われます。

年数	退職金額
1年	2万4,192円
2年	16万1,280円
5年	41万4,087円
10年	89万3,559円
15年	140万9,319円
20年	193万3,479円
25年	247万4,439円

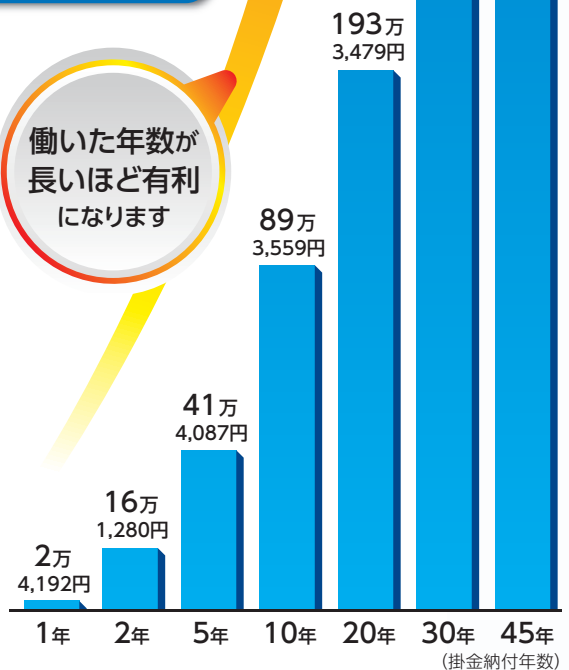
年数	退職金額
30年	303万8,919円
35年	364万1,031円
40年	426万8,007円
45年	491万3,127円

*退職金額は、1年につき、320円(1日)×21日(1ヶ月)×12月(1年)の掛金を納めた時の金額です。

*掛金納付月数が12月以上24月未満の退職金は掛金納付額の3~5割程度の額となっております。

*退職金額は、費用、収益及び経済事情を勘案して予定運用利回り及び掛金日額が見直されることにより、変動することがあります。

働いた年数が
長いほど有利
になります



建退共は建設業で働く労働者のための退職金制度です。

制度説明動画 配信中!

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL.03-6731-2866



建退共は建設業の現場で働く皆さまの退職金制度です



建退共をご存知ですか？



けんたいきょう

趣旨

建設労働者の入職促進及び処遇改善を図るため、建設キャリアアップシステム（CCUS）や建設技能者の能力評価制度、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度を普及促進する事業を人材確保等支援助成金に新たなコースとして創設。

助成対象者

建設事業主団体（次の要件を全て満たす団体：任意団体も可）

- ① 構成員の数が10以上であって、当該構成員が常時雇用する労働者の総数が50人以上であること
- ② 構成員のうちに占める建設事業主の割合が50%以上であること
- ③ 構成員である建設事業主のうちに占める雇用保険に加入している建設事業主が50%以上のものであること
- ④ 代表者が置かれている団体であって、団体に関する規約・規則等を有し、会計経理の独立性が担保されているなど、財務及び活動の状況等からみて、事業を的確に遂行できると認められる団体であること

※ 助成金の活用にあたっては、事業推進委員会を設置し、同委員会において、最大1年間の事業年間計画を策定の上、実施した取組に対する効果検証を行うことが必要。

建設事業主団体 (構成員10以上、常時雇用労働者50人以上)	
建設事業主 (建設労働者を「雇用」し「建設業」を営む者) 50%以上	建設事業主以外 (1人親方等) 50%以下
雇用保険加入の建設事業主 25%以上	雇用保険未加入の建設事業主 25%以下

助成額

中小建設事業主団体:対象経費の2/3
上記以外の団体 :対象経費の1/2

※中小建設事業主団体
構成員のうち中小建設事業主(資本金3億円以下
又は労働者数300人以下)の割合が2/3以上の団体

支給上限額

1団体につき1事業年度(4/1~3/31)の上限額
全国団体:3,000万円 都道府県団体:2,000万円 地域団体:1,000万円

対象事業及び対象経費

メニュー名	事業内容	対象経費	助成期間
1 CCUS等登録促進事業	建設事業主団体が、中小構成員等(注)に対し、事業者登録料、技能者登録料、レベル判定手数料、見える化評価手数料の全部又は一部を補助する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者登録料(※1)・技能者登録料、レベル判定手数料、見える化評価手数料(※2)について中小構成員等に対し補助した額 ※1 事業者登録料については、原則として、技能者登録と一体で登録を行った場合に限り対象 ※2 見える化手数料は5万円が上限 	補助の対象とする中小構成員等が異なれば複数年も可(1事業主において各登録料・手数料につき1回)
2 CCUS等登録手続支援事業	建設事業主団体が、中小構成員等(注)を対象に事業者登録、技能者登録、レベル判定、見える化評価の申請手続を支援する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・申請手続等を専任するアルバイト等の人件費、印刷製本費、消耗品費など ※一部費用に上限額あり。 ・申請手続等を行政書士等の外部機関へ委託する場合の委託費 	各建設事業主団体につき1回限り(最長1年間)
3 就業履歴蓄積促進事業	建設事業主団体が、中小構成員等(注)におけるカードリーダーなどの各種機器やアプリなどのソフトウェア等の導入を促進する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・カードリーダーなどの各種機器の購入費・リース料、アプリなどソフトウェア等の導入に係る契約費用(初期費用・月額利用料等)、機器設置費用、説明会開催費用など ※ 各費用に上限額あり。ランニング費用は事業計画期間内(最大1年間) ・上記費用について中小構成員等に対し補助した額 	貸出・補助の対象とする構成員が異なれば複数年も可(1事業主につき1回)

(注) 中小構成員等: 構成員である中小建設事業主及び一人親方のほか、当該構成員と元下関係にあるなど直接関係のある中小建設事業主及び一人親方をいう。

労働局・ハローワーク配付先一覧

別添5

都道府県名	労働局・ 公共職業安定所	郵便番号	所在地 (※各労働局は「職業安定部」あり)	送付部数	
				①事業所向け	②求職者向け
01北海道	北海道労働局	060-8566	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎	100	100
	札幌	064-8609	札幌市中央区南10条西14丁目	500	250
	函館	040-8609	函館市新川町26-6 函館地方合同庁舎分庁舎	300	150
	旭川	070-0902	旭川市春光町10-58	300	150
	帯広	080-8609	帯広市西5条南5丁目2	300	150
	北見	090-0018	北見市青葉町6-8 北見地方合同庁舎	50	30
	紋別	094-8609	紋別市南が丘町7-45-33	50	30
	小樽	047-8609	小樽市色内1-10-15	50	30
	滝川	073-0023	滝川市緑町2-5-1	50	30
	釧路	085-0832	釧路市富士見3-2-3	50	30
	室蘭	051-0022	室蘭市海岸町1-20-28	50	30
	岩見沢	068-8609	岩見沢市五条東15 岩見沢地方合同庁舎	50	30
	稚内	097-8609	稚内市末広4-1-25	50	30
	岩内	045-8609	岩内郡岩内町字相生199-1	50	30
	留萌	077-0048	留萌市大町2-12 留萌地方合同庁舎	50	30
	名寄	096-8609	名寄市西5条南10丁目2-2	50	30
	浦河	057-0033	浦河郡浦河町堺町東1-5-21	50	30
	網走	093-8609	網走市大曲1-1-3	50	30
	苫小牧	053-8609	苫小牧市港町1-6-15 苫小牧港湾合同庁舎	50	30
	根室	087-8609	根室市弥栄町1-18 根室地方合同庁舎	50	30
札幌東	062-8609	札幌市豊平区月寒東1条3丁目2-10	300	150	
札幌北	065-8609	札幌市東区北16条東4丁目3番1号	300	150	
千歳	066-8609	千歳市東雲町4丁目2-6	50	30	
02青森	青森労働局	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	100	100
	青森	030-0822	青森市中央2-10-10	300	150
	八戸	031-0071	八戸市沼館4-7-120	300	150
	弘前	036-8502	弘前市大字南富田町5-1	300	150
	むつ	035-0063	むつ市若松町10-3	50	30
	野辺地	039-3128	上北郡野辺地町字屋場12-1	50	30
	五所川原	037-0067	五所川原市敷島町37-6	50	30
	三沢	033-0031	三沢市桜町3-1-22	50	30
黒石	036-0383	黒石市緑町2-214	50	30	
03岩手	岩手労働局	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1丁目9-15 盛岡第2合同庁舎	100	100
	盛岡	020-0885	盛岡市紺屋町7-26	300	150
	釜石	026-0043	釜石市新町6-55	50	30
	宮古	027-0038	宮古市小山田1-1-1 宮古合同庁舎	50	30
	花巻	025-0076	花巻市城内9-27 花巻合同庁舎	50	30
	一関	021-0026	一関市山目字前田13-3	50	30
	水沢	023-8502	奥州市水沢区東中通り1丁目5-35	50	30
	北上	024-0091	北上市大曲町5-17	50	30
	大船渡	022-0002	大船渡市大船渡町字赤沢17-3 大船渡合同庁舎	50	30
	二戸	028-6103	二戸市石切所字荷渡6-1 二戸合同庁舎	50	30
久慈	028-0051	久慈市川崎町2-15	50	30	
04宮城	宮城労働局	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	100	100
	仙台	983-0852	仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル3階~4階	500	250
	石巻	986-0832	石巻市泉町4-1-18 石巻合同庁舎	50	30
	塩釜	985-0001	塩釜市港町1-4-1 マリンゲート塩釜3階	50	30
	古川	989-6143	大崎市古川中里6-7-10 古川合同庁舎	50	30
	大河原	989-1202	柴田郡大河原町字町向126-4 Orga 1階	50	30
	築館	987-2252	栗原市築館薬師2-2-1 築館合同庁舎	50	30
	迫	987-0511	登米市迫町佐沼字内町42-10	50	30
	気仙沼	988-0077	気仙沼市古町3-3-8 気仙沼駅前プラザ2階	50	30
	秋田労働局	010-0951	秋田市山王3-1-7 東カンビル5階	100	100
05秋田	秋田	010-0065	秋田市茨島1-12-16	300	150
	能代	016-0851	能代市緑町5-29	50	30
	大館	017-0046	大館市清水1-5-20	50	30
	大曲	014-0034	大仙市大曲住吉町33-3	50	30
	本荘	015-0013	由利本荘市石脇字田尻野18-1	50	30
	横手	013-0033	横手市旭川1-2-26	50	30
	湯沢	012-0033	湯沢市清水町4-4-3	50	30
	鹿角	018-5201	鹿角市花輪字荒田82-4	50	30
06山形	山形労働局	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階	100	100
	山形	990-0813	山形市検町2-6-13	300	150
	米沢	992-0012	米沢市金池3-1-39 米沢地方合同庁舎	50	30
	酒田	998-8555	酒田市上安町1-6-6	50	30
	鶴岡	997-0013	鶴岡市道形町1-13	50	30

	新庄	996-0011	新庄市東谷地田町6-4 新庄合同庁舎	50	30
	長井	993-0051	長井市幸町15-5	50	30
	村山	995-0034	村山市榑岡五日町14-30	50	30
	寒河江	991-8505	寒河江市大字西根字石川西340	50	30
07福島	福島労働局	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	100	100
	福島	960-8589	福島市狐塚17-40	300	150
	いわき	970-8026	いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎	300	150
	会津若松	965-0877	会津若松市西栗町2-23	300	150
	郡山	963-8609	郡山市方八町2-1-26	300	150
	白河	961-0074	白河市字郭内1-136 白河小峰城合同庁舎	50	30
	須賀川	962-0865	須賀川市妙見121-1	50	30
	二本松	964-0906	二本松市若宮2-162-5	50	30
	相双	975-0032	南相馬市原町区桜井町1-127	50	30
	08茨城	茨城労働局	310-8511	水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働総合庁舎	100
水戸		310-8509	水戸市水府町1573-1	500	250
日立		317-0063	日立市若葉町2-6-2	50	30
筑西		308-0821	筑西市成田628-1	50	30
土浦		300-0085	土浦市中央1838	300	150
古河		306-0011	古河市東3-7-23	50	30
常総		303-0034	常総市水海道天満町4798	50	30
石岡		315-0037	石岡市東石岡5-7-40	50	30
常陸大宮		319-2255	常陸大宮市野中町3083-1	50	30
龍ヶ崎		301-0041	龍ヶ崎市若葉町1229-1	50	30
高萩		318-0033	高萩市本町4-8-5	50	30
常陸鹿嶋		314-0031	鹿嶋市宮中1995-1 鹿嶋労働総合庁舎	50	30
09栃木		栃木労働局	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	100
	宇都宮	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	500	250
	鹿沼	322-0031	鹿沼市陸町287-20	50	30
	栃木	328-0032	栃木市河合町1-29 栃木地方合同庁舎	50	30
	佐野	327-0014	佐野市天明町2553	50	30
	足利	326-0057	足利市丸山町688-14	50	30
	真岡	321-4305	真岡市荒町5101	50	30
	矢板	329-2162	矢板市末広町3-2	50	30
	大田原	324-0058	大田原市紫塚1-14-2	50	30
	小山	323-0014	小山市喜沢1475 おやまゆうえん ハーグエストパーク内	50	30
	日光	321-1272	日光市今市本町32-1	50	30
	黒磯	325-0027	那須塩原市共豊社119-1	50	30
	10群馬	群馬労働局	371-8567	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル9階	100
前橋		379-2154	前橋市天川大島町130-1	300	150
高崎		370-0842	高崎市北双葉町5-17	300	150
桐生		376-0023	桐生市錦町2-11-14	50	30
伊勢崎		372-0006	伊勢崎市太田町554-10 伊勢崎地方合同庁舎	50	30
太田		373-0851	太田市飯田町893	50	30
館林		374-0066	館林市大街道1-3-37	50	30
沼田		378-0044	沼田市下之町888 テラス沼田 5階	50	30
群馬富岡		370-2316	富岡市富岡1414-14	50	30
藤岡		375-0054	藤岡市上大塚368-1	50	30
渋川	377-0008	渋川市渋川1696-15	50	30	
11埼玉	埼玉労働局	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー14階	100	100
	川口	332-0031	川口市青木3-2-7	500	250
	熊谷	360-0014	熊谷市箱田5-6-2	300	150
	大宮	330-0852	さいたま市大宮区大成町1-525	500	250
	川越	350-1118	川越市豊田本1-19-8 川越合同庁舎	500	250
	浦和	330-0061	さいたま市浦和区常盤5-8-40	150	80
	所沢	359-0042	所沢市並木6-1-3 所沢合同庁舎	300	150
	秩父	369-1871	秩父市下影森1002-1	50	30
	春日部	344-0036	春日部市下大増新田61-3	150	80
	行田	361-0023	行田市長野943	50	30
	草加	340-8509	草加市弁天4-10-7	150	80
	朝霞	351-0011	朝霞市本町1-1-37	150	80
	越谷	343-0023	越谷市東越谷1-5-6	150	80
12千葉	千葉労働局	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	100	100
	千葉	261-0001	千葉市美浜区幸町1-1-3	500	250
	市川	272-8543	市川市南八幡5-11-21	150	80
	銚子	288-0041	銚子市中央町8-16	50	30
	館山	294-0047	館山市八幡815-2	50	30
	木更津	292-0831	木更津市富士見1-2-1 スパークシティ木更津ビル5階	150	80
	佐原	287-0002	香取市北1-3-2	50	30
	茂原	297-0078	茂原市高師台1-5-1 茂原地方合同庁舎	50	30
	松戸	271-0092	松戸市松戸1307-1 松戸ビル3階	500	250
	船橋	273-0011	船橋市湊町2-10-17 第1庁舎	500	250
	成田	286-0036	成田市加良部3-4-2	300	150

13東京	千葉南	260-0842	千葉市中央区南町2-16-3 海気館蘇我駅前ビル3階・4階	150	80
	東京労働局	102-8305	東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	100	100
	飯田橋	112-8577	文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎	300	150
	上野	110-8609	台東区東上野4-1-2	150	80
	品川	108-0014	港区芝5-35-3	300	150
	大森	143-8588	大田区大森北4-16-7	300	150
	渋谷	150-0041	渋谷区神南1-3-5 渋谷神南合同庁舎	500	250
	新宿	163-1523	新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワービル23階	300	150
	池袋	170-6003	豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60 3階	500	250
	王子	114-0002	北区王子6-1-17	150	80
	足立	120-8530	足立区千住1-4-1 東京芸術センター	500	250
	墨田	130-8609	墨田区江東橋2-19-12	500	250
	木場	135-8609	江東区木場2-13-19	500	250
	八王子	192-0904	八王子市子安町1-13-1	300	150
	立川	190-8609	立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎	500	250
	青梅	198-0042	青梅市東青梅3-12-16	150	80
	三鷹	181-8517	三鷹市下連雀4-15-18	300	150
	町田	194-0022	町田市森野2-28-14 町田合同庁舎	150	80
	府中	183-0045	府中市美好町1-3-1	300	150
14神奈川	神奈川労働局	231-0015	横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル3階	100	100
	横浜	231-0023	横浜市中区山下町209 帝蚕閣内ビル	500	250
	戸塚	244-8560	横浜市戸塚区戸塚町3722	300	150
	川崎	210-0015	川崎市川崎区南町17-2	500	250
	横須賀	238-0013	横須賀市平成町2-14-19	150	80
	平塚	254-0041	平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎	300	150
	小田原	250-0011	小田原市栄町1-1-15 ミナカ小田原9階	50	30
	藤沢	251-0054	藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎	500	250
	相模原	252-0236	相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎	150	80
	厚木	243-0003	厚木市寿町3-7-10	150	80
	松田	258-0003	足柄上郡松田町松田惣領2037	50	30
	横浜南	236-8609	横浜市金沢区寺前1-9-6	50	30
	川崎北	213-8573	川崎市高津区千年698-1	500	250
	港北	222-0033	横浜市港北区新横浜3-24-6 横浜港北地方合同庁舎	500	250
大和	242-0018	大和市深見西3-3-21	50	30	
15新潟	新潟労働局	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	100	100
	新潟	950-8532	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	500	250
	長岡	940-8609	長岡市千歳1-3-88 長岡地方合同庁舎	150	80
	上越	943-0803	上越市春日野1-5-22 上越地方合同庁舎	50	30
	三条	955-0053	三条市北入蔵1-3-10	50	30
	柏崎	945-8501	柏崎市田中26-23 柏崎地方合同庁舎	50	30
	新発田	957-8506	新発田市日渡96 新発田地方合同庁舎	50	30
	新津	956-0864	新潟市秋葉区新津本町4-18-8 新津労働総合庁舎	50	30
	十日町	948-0004	十日町市下川原町43	50	30
	糸魚川	941-0067	糸魚川市横町5-9-50	50	30
	巻	953-0041	新潟市西蒲区巻甲4087	50	30
	南魚沼	949-6609	南魚沼市八幡20-1	50	30
	佐渡	952-0011	佐渡市両津真269-8	50	30
	村上	958-0033	村上市緑町1-6-8	50	30
16富山	富山労働局	930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎	100	100
	富山	930-0857	富山市奥田新町45	300	150
	高岡	933-0902	高岡市向野町3-43-4	300	150
	魚津	937-0801	魚津市新金屋1-12-31 魚津合同庁舎	50	30
	砺波	939-1363	砺波市太郎丸1-2-5	50	30
	氷見	935-0023	氷見市朝日丘9-17	50	30
	滑川	936-0024	滑川市辰野11-6	50	30
17石川	石川労働局	920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	100	100
	金沢	920-8609	金沢市鳴和1-18-42	500	250
	小松	923-8609	小松市日の出町1-120 小松日の出合同庁舎	50	30
	七尾	926-8609	七尾市小島町西部2 七尾地方合同庁舎	50	30
	加賀	922-8609	加賀市大聖寺菅生イ 78-3 加賀地方合同庁舎	50	30
	白山	924-0871	白山市西新町235	50	30
18福井	福井労働局	910-8559	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	100	100
	福井	910-8509	福井市開発1-121-1	300	150
	武生	915-0071	越前市府中1-11-2 平和堂アル・プラザ武生 4階	50	30
	大野	912-0087	大野市城町8-5	50	30
	三国	913-0041	坂井市三国町覚善69-1	50	30
	敦賀	914-0055	敦賀市鉄輪町1-7-3 敦賀駅前合同庁舎	50	30
	小浜	917-8544	小浜市後瀬町7-10 小浜地方合同庁舎	50	30
19山梨	山梨労働局	400-8577	甲府市丸の内1-1-11	100	100
	甲府	400-0851	甲府市住吉1-17-5	300	150
	塩山	404-0042	甲州市塩山上於曾1777-1	50	30

19 山梨	韭崎	407-0015	韭崎市若宮1-10-41	50	30
	鎌沢	400-0601	南巨摩郡富士川町鎌沢1215	50	30
	富士吉田	403-0014	富士吉田市竜ヶ丘2-4-3	50	30
20 長野	長野労働局	380-8572	長野市中御所1-22-1	100	100
	長野	380-0935	長野市中御所3-2-3	300	150
	松本	390-0828	松本市庄内3-6-21	300	150
	上田	386-8609	上田市天神2-4-70	50	30
	飯田	395-8609	飯田市大久保町2637-3	50	30
	伊那	396-8609	伊那市狐島4098-3	50	30
	篠ノ井	388-8007	長野市篠ノ井布施高田826-1	50	30
	飯山	389-2253	飯山市飯山186-4	50	30
	木曾福島	397-8609	木曾郡木曾町福島5056-1	50	30
	佐久	385-8609	佐久市大字原565-1	50	30
	大町	398-0002	大町市大町2715-4	50	30
	須坂	382-0099	須坂市墨坂2-2-17	50	30
	諏訪	392-0021	諏訪市上川3-2503-1	50	30
21 岐阜	岐阜労働局	500-8723	岐阜市金竜町5-13 岐阜地方合同庁舎	100	100
	岐阜	500-8719	岐阜市五坪1-9-1 岐阜労働総合庁舎	500	250
	大垣	503-0893	大垣市藤江町1-1-8	150	80
	多治見	507-0037	多治見市音羽町5-39-1 多治見労働総合庁舎	150	80
	高山	506-0055	高山市昭和町2-220	50	30
	恵那	509-7203	恵那市長島町正家1-3-12 恵那合同庁舎	50	30
	関	501-3803	関市西本郷通4-6-10	50	30
	美濃加茂	505-0043	美濃加茂市深田町1-206-9	50	30
	中津川	508-0045	中津川市かやの木町4-3 中津川合同庁舎	50	30
22 静岡	静岡労働局	420-8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	100	100
	静岡	422-8045	静岡市駿河区西島235-1	300	150
	浜松	432-8537	浜松市中区浅田町50-2	500	250
	沼津	410-0831	沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎	300	150
	清水	424-0825	静岡市清水区松原町2-15 清水合同庁舎	50	30
	三島	411-0033	三島市文教町1-3-112 三島労働総合庁舎	150	80
	掛川	436-0073	掛川市金城71	50	30
	富士宮	418-0031	富士宮市神田川町14-3	50	30
	島田	427-8509	島田市本通1丁目4677-4 島田労働総合庁舎	50	30
	磐田	438-0086	磐田市見付3599-6 磐田地方合同庁舎	50	30
	富士	417-8609	富士市南町1-4	50	30
	下田	415-8509	下田市4-5-26	50	30
	焼津	425-0028	焼津市駅北1-6-22	50	30
23 愛知	愛知労働局	460-0003	名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイテビル13階	100	100
	名古屋東	465-8609	名古屋市長区平和が丘1-2	500	250
	名古屋中	460-0003	名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイテビル2~10階	500	250
	名古屋南	456-8503	名古屋市長区旗屋2-22-21	500	250
	豊橋	440-8507	豊橋市大岡町111 豊橋地方合同庁舎	150	80
	岡崎	444-0813	岡崎市羽根町宇北乾地50-1 岡崎合同庁舎	150	80
	一宮	491-8509	一宮市八幡4-8-7 一宮労働総合庁舎	300	150
	半田	475-8502	半田市宮路町200-4 半田地方合同庁舎	150	80
	瀬戸	489-0871	瀬戸市東長根町86	50	30
	豊田	471-8609	豊田市常盤町3-25-7	150	80
	津島	496-0042	津島市寺前町2-3	150	80
	刈谷	448-8609	刈谷市若松町1-46-3	300	150
	西尾	445-0071	西尾市熊味町小松島41-1	50	30
	犬山	484-8609	犬山市松本町2-10	50	30
	豊川	442-0888	豊川市千歳通1-34	50	30
	新城	441-1384	新城市西入船24-1	50	30
	春日井	486-0841	春日井市南下原町2丁目14-6	150	80
24 三重	三重労働局	514-8524	津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎	100	100
	四日市	510-0093	四日市市本町3-95	150	80
	伊勢	516-8543	伊勢市岡本1-1-17	50	30
	津	514-8521	津市島崎町327番1	100	50
	松阪	515-8509	松阪市高町493-6 松阪地方合同庁舎	50	30
	桑名	511-0078	桑名市桑栄町1-2 サンファーレ北館1階	50	30
	伊賀	518-0823	伊賀市四十九町3074-2	50	30
	尾鷲	519-3612	尾鷲市林町2-35	50	30
25 滋賀	鈴鹿	513-8609	鈴鹿市神戸9-13-3	50	30
	滋賀労働局	520-0806	大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎5階	100	100
	大津	520-0086	大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎2階	300	150
	長浜	526-0032	長浜市南高田町社村110	50	30
	彦根	522-0054	彦根市西今町58-3 彦根地方合同庁舎	50	30
	東近江	527-0023	東近江市八日市線町11-19	50	30
	甲賀	528-0031	甲賀市水口町本町3-1-16	50	30
草津	525-0027	草津市野村5-17-1	150	80	
京都労働局	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	100	100	

26京都	京都西陣	602-8258	京都市上京区大宮通中立売下ル和水町439-1	500	250
	京都七条	600-8235	京都市下京区西洞院通塩小路下ル東油小路町803	500	250
	伏見	612-8058	京都市伏見区風呂屋町232	150	80
	京都田辺	610-0334	京田辺市田辺中央2丁目1-23	50	30
	福知山	620-0933	福知山市東羽合町37	50	30
	舞鶴	624-0937	舞鶴市宇西小字西町107-4	50	30
	峰山	627-0012	京丹後市峰山町杉谷147-13	50	30
	宇治	611-0021	宇治市宇治池森16-4	50	30
27大阪	大阪労働局	540-0028	大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル21階	100	100
	大阪東	540-0011	大阪市中央区農人橋2-1-36 ピップビル1階～3階	500	250
	梅田	530-0001	大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル16階	500	250
	大阪西	552-0011	大阪市港区南市岡1-2-34	500	250
	阿倍野	545-0004	大阪市阿倍野区文の里1丁目4-2	500	250
	淀川	532-0024	大阪市淀川区十三本町3-4-11	500	250
	布施	577-0056	東大阪市長堂1-8-37 イオン布施駅前店4階	500	250
	堺	590-0078	堺市堺区南瓦町2-29 堺地方合同庁舎	500	250
	岸和田	596-0826	岸和田市作才町1264	150	80
	池田	563-0058	池田市栄本町12-9	300	150
	泉大津	595-0025	泉大津市旭町22-45 テクスピア2階	150	80
	藤井寺	583-0027	藤井寺市岡2-10-18 DH藤井寺駅前ビル3階	150	80
	枚方	573-0031	枚方市岡本町7-1 ビオルネ・イオン枚方店6階	300	150
	泉佐野	598-0007	泉佐野市上町2-1-20	50	30
	茨木	567-0885	茨木市東中条町1-12	500	250
	28兵庫	河内長野	586-0025	河内長野市昭栄町7-2	50
門真		571-0045	門真市殿島町6-4 守口門真商工会館2階	150	80
兵庫労働局		650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー14階	100	100
神戸		650-0025	神戸市中央区相生町1-3-1	500	250
灘		657-0833	神戸市灘区大内通5-2-2	300	150
尼崎		661-0021	尼崎市西大物町12-41 アマゴッタ2階	300	150
西宮		662-0911	西宮市池田町13-3 JR西宮駅南庁舎2階	500	250
姫路		670-0947	姫路市北条字中道250	500	250
加古川		675-0017	加古川市野口町良野1742	300	150
伊丹		664-0881	伊丹市昆陽1-1-6 伊丹労働総合庁舎	300	150
明石		673-0891	明石市大明石町2-3-37	300	150
豊岡		668-0024	豊岡市寿町8-4 豊岡地方合同庁舎	50	30
西脇		677-0015	西脇市西脇885-30 西脇地方合同庁舎	50	30
洲本		656-0021	洲本市塩屋2-4-5	50	30
柏原		669-3309	丹波市柏原町柏原字八之坪1569	50	30
29奈良		西神	651-2273	神戸市西区糞台5-3-8	50
	龍野	679-4167	たつの市龍野町富永1005-48	50	30
	奈良労働局	630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	100	100
	奈良	630-8113	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	300	150
	大和高田	635-8585	大和高田市池田574-6	300	150
	桜井	633-0007	桜井市外山285-4-5	50	30
	下市	638-0041	吉野郡下市町下市2772-1	50	30
	大和郡山	639-1161	大和郡山市観音寺町168-1	50	30
30和歌山	和歌山労働局	640-8581	和歌山市黒田二丁目3-3 和歌山労働総合庁舎	100	100
	和歌山	640-8331	和歌山市美園町5-4-7	300	150
	新宮	647-0044	新宮市神倉4-2-4	50	30
	田辺	646-0027	田辺市朝日ヶ丘24-6	50	30
	御坊	644-0011	御坊市湯川町財部943	50	30
	湯浅	643-0004	有田郡湯浅町湯浅2430-81	50	30
	海南	642-0001	海南市船尾186-85	50	30
	橋本	648-0072	橋本市東家5-2-2 橋本地方合同庁舎	50	30
31鳥取	鳥取労働局	680-8522	鳥取市富安2-89-9	100	100
	鳥取	680-0845	鳥取市富安2-89	100	50
	米子	683-0043	米子市末広町311 イオン米子駅前店ビル4階	100	50
	倉吉	682-0816	倉吉市駄経寺町2-15 倉吉地方合同庁舎	50	30
32島根	島根労働局	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	100	100
	松江	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	300	150
	浜田	697-0027	浜田市殿町21-6	50	30
	出雲	693-0023	出雲市塩冶有原町1-59	50	30
	益田	698-0027	益田市あけぼの東町4-6	50	30
	雲南	699-1311	雲南市木次町里方514-2	50	30
	石見大田	694-0064	大田市大田町大田口1182-1	50	30
33岡山	岡山労働局	700-8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	100	100
	岡山	700-0971	岡山市北区野田1-1-20	500	250
	津山	708-8609	津山市山下9-6 津山労働総合庁舎	100	50
	倉敷中央	710-0834	倉敷市笹沖1378-1	300	150
	玉野	706-0002	玉野市築港2-23-12	50	30
	和気	709-0451	和気郡和気町和気481-10	50	30
	高梁	716-0047	高梁市段町1004-13	50	30

	笠岡	714-0081	笠岡市笠岡5891	50	30
	西大寺	704-8103	岡山市東区河本町325-4	50	30
34広島	広島労働局	730-0013	広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル4階	100	100
	広島	730-8513	広島市中区上八丁堀8-2 広島清水ビル	300	150
	広島西条	739-0041	東広島市西条町寺家6479-1	50	30
	呉	737-8609	呉市西中央1-5-2	50	30
	尾道	722-0026	尾道市栗原西2-7-10	50	30
	福山	720-8609	福山市東楼町3-12	300	150
	三原	723-0004	三原市館町1-6-10	50	30
	三次	728-0013	三次市十日市東3-4-6	50	30
	可部	731-0223	広島市安佐北区可部南3-3-36	50	30
	府中	726-0005	府中市府中町188-2	50	30
	広島東	732-0051	広島市東区光が丘13-7	300	150
	廿日市	738-0033	廿日市市串戸4-9-32	50	30
35山口	山口労働局	753-8510	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	100	100
	山口	753-0064	山口市神田町1-75	100	50
	下関	751-0823	下関市貴船町3-4-1	100	50
	宇部	755-8609	宇部市北琴芝2-4-30	100	50
	防府	747-0801	防府市駅南町9-33	50	30
	萩	758-0074	萩市平安古町599-3 萩地方合同庁舎	50	30
	徳山	745-0866	周南市大字徳山7510-8	50	30
	下松	744-0017	下松市東柳1-6-1	50	30
	岩国	740-0022	岩国市山手町1-1-21	50	30
	柳井	742-0031	柳井市南町2-7-22	50	30
36徳島	徳島労働局	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	100	100
	徳島	770-0823	徳島市出来島本町1-5	300	150
	三好	778-0002	三好市池田町マテ2429-10	50	30
	美馬	779-3602	美馬市脇町大字猪尻字東分5	50	30
	阿南	774-0011	阿南市領家町本荘ヶ内120-6 阿南労働総合庁舎	50	30
	吉野川	776-0010	吉野川市鴨島町鴨島388-27	50	30
	鳴門	772-0003	鳴門市撫養町南浜字権現12	50	30
37香川	香川労働局	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	100	100
	高松	760-0029	高松市丸亀町13-2しごとプラザ高松内	300	150
	丸亀	763-0033	丸亀市中府町1-6-36	50	30
	坂出	762-0031	坂出市京町2-6-27 坂出合同庁舎	50	30
	観音寺	768-0067	観音寺市坂本町7-8-6	50	30
	さぬき	769-2301	さぬき市長尾東889-1	50	30
	土庄	761-4104	小豆郡土庄町甲6195-3	50	30
38愛媛	愛媛労働局	790-8538	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	100	100
	松山	791-8522	松山市六軒家町3-27 松山労働総合庁舎	500	250
	今治	794-0043	今治市南宝来町2-1-6	50	30
	八幡浜	796-0010	八幡浜市大字松柏丙838-1	50	30
	宇和島	798-0036	宇和島市天神町4-7	50	30
	新居浜	792-0025	新居浜市一宮町1-14-16	50	30
	西条	793-0030	西条市大町受315-4	50	30
	四国中央	799-0405	四国中央市三島中央1-16-72	50	30
	大洲	795-0054	大洲市中村210-6	50	30
39高知	高知労働局	780-8548	高知市南金田1-39	100	100
	高知	781-8560	高知市大津乙2536-6	300	150
	須崎	785-0012	須崎市西糺町4-3	50	30
	四万十	787-0012	四万十市右山五月町3-12 中村地方合同庁舎	50	30
	安芸	784-0001	安芸市矢ノ丸4-4-4	50	30
	いの	781-2120	吾川郡いの町枝川1943-1	50	30
40福岡	福岡労働局	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館	100	100
	福岡中央	810-8609	福岡市中央区赤坂1-6-19	500	250
	飯塚	820-8540	飯塚市芳雄町12-1	100	50
	大牟田	836-0047	大牟田市大正町6-2-3	50	30
	八幡	806-8509	北九州市八幡西区岸の浦1-5-10 八幡労働総合庁舎	150	80
	久留米	830-8505	久留米市諏訪野町2401	300	150
	小倉	802-8507	北九州市小倉北区萩崎町1-11	300	150
	直方	822-0002	直方市大字頓野3334 - 5	50	30
	田川	826-8609	田川市弓削田184-1	50	30
	行橋	824-0031	行橋市西宮市5-2-47	50	30
	福岡東	813-8609	福岡市東区千早6-1-1	300	150
	八女	834-0023	八女市馬場514-3	50	30
	朝倉	838-0061	朝倉市菩提寺480-3	50	30
	福岡南	816-8577	春日市春日公園3-2	300	150
	福岡西	819-8552	福岡市西区姪浜駅南3-8-10	150	80
41佐賀	佐賀労働局	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎	100	100
	佐賀	840-0826	佐賀市白山2丁目1-15	300	150
	唐津	847-0817	唐津市熊原町3193	50	30
	武雄	843-0023	武雄市武雄町昭和39-9	50	30

	伊万里	848-0027	伊万里市立花町通谷1542-25	50	30
	鳥栖	841-0035	鳥栖市東町一丁目1073	50	30
	鹿島	849-1311	鹿島市高津原二本松3524-3	50	30
42長崎	長崎労働局	850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル	100	100
	長崎	852-8522	長崎市宝栄町4-25	300	150
	佐世保	857-0851	佐世保市稻荷町2-30	300	150
	諫早	854-0022	諫早市幸町4-8	50	30
	大村	856-8609	大村市松並1-213-9	50	30
	島原	855-0042	島原市片町633	50	30
	江迎	859-6101	佐世保市江迎町長坂182-4	50	30
	五島	853-0007	五島市福江町7-3	50	30
	対馬	817-0013	対馬市厳原町中村642-2	50	30
43熊本	熊本労働局	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟	100	100
	熊本	862-0971	熊本市中央区大江6-1-38	500	250
	八代	866-0853	八代市清水町1-34	50	30
	菊池	861-1331	菊池市隈府771-1	50	30
	玉名	865-0064	玉名市中1334-2	50	30
	天草	863-0050	天草市丸尾町16番48号 天草労働総合庁舎	50	30
	球磨	868-0014	人吉市下薩摩瀬町1602-1 人吉労働総合庁舎	50	30
	宇城	869-0502	宇城市松橋町松橋266	50	30
	阿蘇	869-2612	阿蘇市一の宮町宮地2318-3	50	30
水俣	867-0061	水俣市八幡町3-2-1	50	30	
44大分	大分労働局	870-0037	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル3階	100	100
	大分	870-8555	大分市都町4-1-20	300	150
	別府	874-0902	別府市青山町11-22	50	30
	中津	871-8609	中津市中殿550-21	50	30
	日田	877-0012	日田市淡窓1-43-1	50	30
	佐伯	876-0811	佐伯市鶴谷町1-3-28 佐伯労働総合庁舎	50	30
	宇佐	879-0453	宇佐市大字上田1055-1 宇佐合同庁舎	50	30
	豊後大野	879-7131	豊後大野市三重町市場1225-9 三重合同庁舎	50	30
45宮崎	宮崎労働局	880-0805	宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎	100	100
	宮崎	880-8533	宮崎市柳丸町131	300	150
	延岡	882-0872	延岡市愛宕町2-2300	50	30
	日向	883-0041	日向市北町2-11	50	30
	都城	885-0072	都城市上町2街区11号 都城合同庁舎	50	30
	日南	889-2536	日南市吾田西1-7-23	50	30
	高鍋	884-0006	児湯郡高鍋町上江字高月8340	50	30
	小林	886-0004	小林市大字細野367-5	50	30
46鹿児島	鹿児島労働局	892-0847	鹿児島市西千石町1-1 鹿児島西千石第一生命ビル1階～3階	100	100
	鹿児島	890-8555	鹿児島市下荒田1-43-28	500	250
	川内	895-0063	薩摩川内市若葉町4-24 川内地方合同庁舎	50	30
	鹿屋	893-0007	鹿屋市北田町3-3-11 鹿屋市産業支援センター1階	50	30
	国分	899-4332	霧島市国分中央1丁目4番35号	100	50
	加世田	897-0031	南さつま市加世田東本町35-11	50	30
	伊集院	899-2521	日置市伊集院町大田825-3	50	30
	大隅	899-8102	曾於市大隅町岩川5575-1	50	30
	出水	899-0201	出水市緑町37-5	50	30
	名瀬	894-0036	奄美市名瀬長浜町1-1	50	30
	指宿	891-0404	指宿市東方9489-11	50	30
47沖縄	沖縄労働局	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館	100	100
	那覇	900-8601	那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎	500	250
	沖縄	904-0003	沖縄市住吉1-23-1 沖縄労働総合庁舎	300	150
	名護	905-0021	名護市東江4-3-12	50	30
	宮古	906-0013	宮古市平良字下里1020	50	30
	八重山	907-0004	石垣市宇登野城55-4 石垣地方合同庁舎	50	30
厚労本省	100-8916	千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省 建設・港湾対策室	300	300	
	合計			68,950	38,520

職建発 0330 第 2 号
開訓発 0330 第 1 号
令和 4 年 3 月 30 日

各都道府県人材開発主幹部（局）長 殿

厚生労働省
職業安定局雇用開発企画課
建設・港湾対策室長
人材開発統括官付
訓練企画室長

建設分野の職業訓練受講者に対する「建設キャリアアップシステム」
の周知のお願い

平素より、人材開発行政の推進にご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、標記については、令和 3 年 7 月 15 日付け職建発 0715 第 2 号、開訓発 0715 第 2 号「建設分野の職業訓練受講者に対する「建設キャリアアップシステム」の周知のお願い」（以下「令和 3 年依頼通知」という。）により、「建設キャリアアップシステム」（以下「CCUS」という。）について、貴都道府県の公共職業能力開発施設における建設分野の職業訓練受講者に対し、周知いただくようお願いしたところです。

本周知については、令和 4 年度においてもお願いしたく、下記にご留意のうえ、CCUS 制度の周知に引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 建設キャリアアップシステムの運用状況等について

(1) 制度概要（【別添 1】を参照）

CCUS は、①技能者（建設現場の職人）の就業履歴や保有資格等を業界横断的に蓄積し、②適正な評価と処遇改善につなげる仕組みとして、平成 31 年 4 月に本格運用が開始されました。本制度は、国土交通省が所管し、CCUS の関連施策となる「技能者の能力評価制度」、「技能者を有する専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度」（以下「施工能力等の見える化評価」という。）と併せて、建設業界を挙げて推進する取組です。

技能者の能力評価制度は、CCUS に蓄積された技能者の経験（就業日数）、知識・技能（保有資格）、マネジメント能力（職長経験等）などに応じて、技能レベ

ル（レベル1から4まで）に応じた能力評価基準を分野別に定め、技能者の適正な評価と処遇改善につなげるものです。

また、施工能力等の見える化評価により、施工能力等で高い評価（評価は星1つから4つまで）を受けた企業が受注機会を増やすことにより、雇用する技能者の処遇改善に結びつけるものです。

（2）制度の運用状況

CCUSの技能者登録者数は約83万人（令和4年2月末実績）となり、技能者全体の約26%と、技能者の4人に1人が利用する水準まで登録が進んできました。

また、CCUSの事業者登録者数は約16万事業者（令和4年2月末実績）と着実に増加しています。

（3）建設業退職金共済制度との連携の重要性

CCUSは技能者の就業履歴や保有資格等を蓄積し、技能者の処遇改善を図ることを目的としますが、この点、技能者の退職金制度を整備することで技能者の福祉の増進を目指す建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）と共通の目的を有するものです。

建退共の掛金納付の根拠となる技能者の就労実績については、CCUSに蓄積される就業履歴を活用することで、的確な掛金納付が図られ、さらなる技能者の処遇改善が期待されます。このため、建退共の運営団体である（独）勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部では、令和3年度よりCCUSデータを活用した電子申請方式を積極的に推進しているところです。

CCUSと建退共の連携については、事業者や技能者にとっても、CCUS登録のメリットと認知されており、両制度の連携は大変重要です。

（4）制度周知の必要性

（2）のとおり、CCUSは着実に普及しておりますが、今後、制度を安定的に推進するためには、さらなる制度の普及促進が必要です。

建設業界を挙げた建設技能者の適正な評価と処遇改善につながる重要な取組であるCCUSについては、今後建設業への入職を目指す方や、建設業に関心を示す方には、本制度を認知いただくための周知が重要であると考えております。

また、（3）のとおり、今後はCCUSと建退共を一体的に周知することも意義があると考えております。

2 CCUS制度の周知方法について

令和3年依頼通知で示した周知方法と同様、貴都道府県の公共職業能力開発施設における建設分野の職業訓練受講者に対し、後記3に示すとおり配付しますリーフレット（令和4年度においては建退共の周知用リーフレットと併せて）について、

受講者説明会や入校式などの機会を活用して配付いただきますようお願いいたします。

なお、建設分野に従事している者に対する訓練（在職者訓練）の受講者に対しては、主に事業主から周知されるため、特段周知の必要はございませんので、念のため申し添えます。

3 周知用リーフレットについて

CCUSの周知用リーフレット【別添2】及び建退共の周知用リーフレット【別添3】については、令和4年4月20日以降に、CCUSを運営する一般財団法人建設業振興基金から、建設分野の訓練科のある公共職業能力開発施設【別添4】あて直接発送する予定ですので、ご承知いただきますようお願いいたします。

周知対象の施設及び訓練科については、令和3年度の建設関係の訓練コースを参考に【別添4】を想定しておりますが、電気工事科など他の施設・訓練科の受講者のほか、建設分野の委託訓練を実施している民間訓練実施機関に周知いただいても差し支えありません。その際、リーフレットに不足が生じる場合は、以下担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、CCUSの周知用リーフレット【別添2】については、昨年配付したリーフレットの内容を改訂したものになっているため、昨年7月に発送しこれまで活用しているリーフレットは廃棄のうえ、あらためて発送される改訂版リーフレットを活用いただきますようお願いいたします（改訂後のリーフレットが届くまでの間は改訂前のリーフレットを活用願います）。

また、【別添2】及び【別添3】のリーフレットは令和4年度中の周知に活用するものとして配付しますが、不足が生じる場合は、以下担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

【担当】厚生労働省代表：03-5253-1111

1について

職業安定局建設・港湾対策室

建設労働係（内線5804）

2及び3について

人材開発統括官訓練企画室

地域高度人材育成係（内線5926）

職建発 0330 第 3 号
開訓発 0330 第 2 号
令和 4 年 3 月 30 日

独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

求職者支援訓練部長 殿

公共職業訓練部長 殿

厚生労働省

職業安定局雇用開発企画課

建設・港湾対策室長

人材開発統括官付

訓練企画室長

建設分野の職業訓練受講者に対する「建設キャリアアップシステム」
の周知のお願い

平素より、人材開発行政の推進につきましては、多大なる御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、令和 3 年 7 月 15 日付け職建発 0715 第 3 号、開訓発 0715 第 3 号「建設分野の職業訓練受講者に対する「建設キャリアアップシステム」の周知のお願い」（以下「令和 3 年依頼通知」という。）により、「建設キャリアアップシステム」（以下「CCUS」という。）について、貴機構の公共職業能力開発施設における建設分野の職業訓練受講者に対し、周知いただくようお願いしたところです。

本周知については、令和 4 年度においてもお願いしたく、下記にご留意のうえ、CCUS 制度の周知に引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 建設キャリアアップシステムの運用状況等について

(1) 制度概要（【別添 1】を参照）

CCUS は、①技能者（建設現場の職人）の就業履歴や保有資格等を業界横断的に蓄積し、②適正な評価と処遇改善につなげる仕組みとして、平成 31 年 4 月に本格運用が開始されました。本制度は、国土交通省が所管し、CCUS の関連施策となる「技能者の能力評価制度」、「技能者を有する専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度」（以下「施工能力等の見える化評価」という。）と併せて、建設業

界を挙げて推進する取組です。

技能者の能力評価制度は、CCUSに蓄積された技能者の経験（就業日数）、知識・技能（保有資格）、マネジメント能力（職長経験等）などに応じて、技能レベル（レベル1から4まで）に応じた能力評価基準を分野別に定め、技能者の適正な評価と処遇改善につなげるものです。

また、施工能力等の見える化評価により、施工能力等で高い評価（評価は星1つから4つまで）を受けた企業が受注機会を増やすことにより、雇用する技能者の処遇改善に結びつけるものです。

（2）制度の運用状況

CCUSの技能者登録者数は約83万人（令和4年2月末実績）となり、技能者全体の約26%と、技能者の4人に1人が利用する水準まで登録が進んできました。

また、CCUSの事業者登録者数は約16万事業者（令和4年2月末実績）と着実に増加しています。

（3）建設業退職金共済制度との連携の重要性

CCUSは技能者の就業履歴や保有資格等を蓄積し、技能者の処遇改善を図ることを目的としますが、この点、技能者の退職金制度を整備することで技能者の福祉の増進を目指す建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）と共通の目的を有するものです。

建退共の掛金納付の根拠となる技能者の就労実績については、CCUSに蓄積される就業履歴を活用することで、的確な掛金納付が図られ、さらなる技能者の処遇改善が期待されます。このため、建退共の運営団体である（独）勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部では、令和3年度よりCCUSデータを活用した電子申請方式を積極的に推進しているところです。

CCUSと建退共の連携については、事業者や技能者にとっても、CCUS登録のメリットと認知されており、両制度の連携は大変重要です。

（4）制度周知の必要性

（2）のとおり、CCUSは着実に普及しておりますが、今後、制度を安定的に推進するためには、さらなる制度の普及促進が必要です。

建設業界を挙げた建設技能者の適正な評価と処遇改善につながる重要な取組であるCCUSについては、今後建設業への入職を目指す方や、建設業に関心を示す方には、本制度を認知いただくための周知が重要であると考えております。

また、（3）のとおり、今後はCCUSと建退共を一体的に周知することも意義があると考えております。

2 CCUS制度の周知方法について

令和 3 年依頼通知で示した周知方法と同様、貴機構の公共職業能力開発施設における建設分野の職業訓練受講者に対し、後記 3 に示すとおり配付しますリーフレット（令和 4 年度においては建退共の周知用リーフレットと併せて）を活用して配付いただきますようお願いいたします。

また、周知対象とする訓練科、周知の具体的方法については、前記 1 に示した周知の趣旨等も踏まえて、各施設の判断により対応いただきますようお願いいたします。

なお、建設分野に従事している者に対する訓練（在職者訓練）の受講者に対しては、主に事業主から周知されるため、特段周知の必要はございませんので、念のため申し添えます。

3 周知用リーフレットについて

CCUS の周知用リーフレット【別添 2】及び建退共の周知用リーフレット【別添 3】については、令和 4 年 4 月 20 日以降に、CCUS を運営する一般財団法人建設業振興基金から、貴機構の公共職業能力開発施設あて直接発送する予定ですので、ご承知いただきますようお願いいたします（【別添 4】を参照）。

なお、CCUS の周知用リーフレット【別添 2】については、昨年配付したリーフレットの内容を改訂したものになっているため、昨年 7 月に発送しこれまで活用しているリーフレットは廃棄のうえ、あらためて発送される改訂版リーフレットを活用いただきますようお願いいたします（改訂後のリーフレットが届くまでの間は改訂前のリーフレットを活用願います）。

また、【別添 2】及び【別添 3】のリーフレットは令和 4 年度中の周知に活用するものとして配付しますが、不足が生じる場合は、以下担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

【担 当】厚生労働省代表：03-5253-1111	
1 について	職業安定局建設・港湾対策室 建設労働係（内線 5804）
2 及び 3 について	人材開発統括官訓練企画室 計画指導係（内線 5932）